

粗大ごみ等収集運搬業務委託共通仕様書

1 目 的

この仕様書は、姫路市が委託する市内の一般家庭から粗大ごみステーションに排出される空カン類、空ビン類（無色、茶色、その他の色）、ペットボトル、紙パック、粗大ごみ（ガラス・陶磁器類、木製品類、プラスチック複合製品、蛍光管、金属複合製品、ふとん・ジュータン類、ふとん・ジュータン類（古繊維）、乾電池等）（以下「粗大ごみ等」という。）の収集運搬業務に共通する仕様を定めるものである。

2 期 間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

市民により、ごみステーション（粗大ごみ等の排出場所をいう。以下同じ。）に排出された粗大ごみ等を姫路市の指定する品目ごとに明確に区分し、次のとおり収集し、運搬するものとする。

(1) 収集品目

別紙「特記仕様書」に定める品目

(2) 収集場所

ア 別紙「共通仕様書別表」に定める地区に設けられたごみステーション

イ ごみステーションは、地域の事情等により、新設、移動、廃止等が随時行われるため、姫路市の指示に従い対応すること。

(3) 搬入先（運搬場所）

ア 別紙「特記仕様書」に定める処理施設等

イ エコパークあぼし等で、搬入した粗大ごみ等を計量する際に専用のカード（以下「計量カード」という。）が必要な搬入先については、担当者の指示に従い、事前に計量カードを作成し、ウの計量時に使用すること。

ウ 搬入先では、運搬した粗大ごみ等を必ず収集品目ごとに計量した上で、担当者の指示に従い、所定の状態で所定の位置に速やかに降ろすほか、搬入先での業務の支障とならないよう留意すること。

(4) 収集日及び収集運搬時間

ア 収集日

別紙「令和8年度粗大ごみ等収集計画（案）」のとおり

イ 収集運搬時間

① 粗大ごみ等の収集は午前8時に開始すること。ただし、行事、祭礼、工事等、各地区の事情等により、収集開始時刻の変更があった場合は、姫路市の指示に従い収集を行うこと。なお、城巽地区、城南地区において、姫路市の指示に従い、全品目を概ね8時半頃までに収集すること。別途、該当の粗大ごみステーションについて指示する。

② 全ての粗大ごみ等の収集及び運搬は当日中に完了し、ごみステーションに粗大ごみ等を残置し、又は滞留させないこと。また、粗大ごみ等が収集開始時間までにごみステーションに排出されていたにも関わらず、これが未収集であるとの連絡が姫路市から入った場合（事実関係が確認できない場合を含む。）は、受託業者は姫路市の指示に従い速やかにその粗大ごみ等を収集すること。

③ 第3号に規定する搬入先へは、別紙「特記仕様書」に定める時刻までに搬入すること。ただし、やむを得ない事情等により、搬入が遅れる場合は、同号に規定

する搬入先へ連絡するとともに、必要に応じて姫路市へも連絡の上、その指示に従うこと。

- ④ 災害等のやむを得ない事情等により、収集運搬に支障が生じる場合は、必ず、姫路市へ連絡の上、その指示に従うこと。

4 使用車両、従事者

(1) 使用車両

ア 別紙「特記仕様書」に定める車両を使用すること。ただし、ごみステーションの設けられている位置及びその周辺の状況により、当該車両を使用することが困難な場合（道路が狭隘なため、一定規模以下の車両でなければ通行できない場合等）はこの限りでなく、適切な車両により業務を行うものとする。

なお、特記仕様書に記載のあるダンプ車は、コンテナ車及びトラック車を充てることができるものとする。

イ 使用車両は、事故、故障、点検、整備等の場合を考慮し、業務の確実な実施のために必要かつ十分な車両数を配備すること。

ウ 使用車両は、業務開始日までに姫路市の指定する様式により提出すること（点検又は整備等による代替のため、一時的に使用する場合を含む。この場合も速やかに提出すること。）。

エ 使用車両の車体の外側には受託業者の名称を日本工業規格 Z 8 3 0 5 で規定する 1 4 0 ポイント以上の大きさ（1 ポイント＝0.3514 mm）の識別しやすい色の文字で表示すること。また、使用車両の車体には一定の色彩及びデザインによる塗装を施すよう努めること。

オ 使用車両の車体の両側の側面又は背面には、収集及び運搬する粗大ごみ等の品目を幅 3 0 0 mm 以上及び高さ 1 0 0 mm 以上の大きさのプレート又はステッカー等により識別しやすい色の文字で表示すること。

(2) 従事者

ア 業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、受託業者が直接指揮監督できるものに限る。

イ 業務には、収集から「本仕様書 3 (3) の搬入先（運搬場所）」の搬入先への運搬が完了するまでの間、車両 1 台につき常時 2 人以上の者（車両を運転する者を含む。ただし、別紙「特記仕様書」に特別の定めがある場合又は姫路市が特に認めた場合は、この限りでない。）により従事すること。

ウ 従事者については、その氏名を姫路市の指定する様式で業務開始日までに提出すること。

なお、従事者に変更が生じた場合も速やかに同様式で提出すること。

エ 受託業者は、廃棄物の収集運搬に関し一定の知識及び経験を有し、業務を適正かつ確実に履行する能力を備えた従事者の配置に努めること。

なお、廃棄物の収集運搬に関する経験のない者を従事させる場合は、必ず事前に業務に関する教育又は研修を行うこと。

オ 従事者には、受託業者の名称が表示された作業の安全に配慮した作業服を着用させること。

カ 従事者は、業務の実施に当たり、市民に対して不快感を与えないよう、言動、服装等に心がけること。

キ 姫路市は、従事者のうち、業務の実施に当たり著しく不適當と認められる者がある場合は、受託業者に対し、従事者の交替等を求めることができる。

5 業務連絡体制

- (1) 受託業者は、本業務の作業を統括する業務責任者を置くとともに、業務責任者の氏名、連絡先等を姫路市に業務開始日までに提出すること。また、業務責任者を変更した時も速やかに提出すること。
- (2) 業務責任者は、確実に連絡が取れるようにするとともに、従事者に対し、速やかに明確な指示ができる体制をとること。

6 業務実施時の留意点

- (1) 業務の実施に伴い、悪臭又は騒音等の発生及び廃棄物の飛散又は流出等により、生活環境の保全に支障が生じないように万全の措置を講ずるとともに、通行人及び他の車両等に対する通行妨害や危険を及ぼすことがないように注意すること。
- (2) 受託業者は、収集時間外に誤って排出された粗大ごみ等が、ごみステーションに残置されていることが判明した場合、取残しと同様に姫路市の指示に従い収集すること。
- (3) 当該業務の対象である粗大ごみ等の品目の収集が完了した際には、ごみステーションの整理又は整頓（鳥獣除け又は持ち去り防止用ネットを折り畳み、分別用かご、コンテナ等を整理し、及びごみステーションの門扉又はボックスの蓋を閉めること等を含む。）及び清掃等による清潔の保持に努めること。
- (4) 受託業者は、常に使用車両を清掃し、その清潔の保持に努めること。特に荷台又は架装荷箱内は、各品目の収集業務が完了するごとに、清掃しなければならない。
- (5) 受託業者は、交通事故防止等のため、従事者に対し運行開始前点検を毎日必ず行わせ、これを必ず確認すること。また、整備不良がないよう使用車両を適正に維持管理すること。
- (6) 受託業者は、当日の業務完了後、速やかに姫路市に完了した旨を報告すること。
- (7) 受託業者は、業務の適正かつ確実な実施のため、従事者の適正な労務及び安全衛生等の管理を行うこと。特に従事者の過労による事故を防止するとともに、無免許及び酒気帯びによる運転が行われないよう十分に留意すること。
- (8) 受託業者及び従事者は、安全な作業の実施及び車両の運転に努め、事故（ごみステーション又は分別用かご等の軽微な破損を含む。以下同じ。）の防止に万全を期すること。また、万一、事故が発生した場合には、迅速かつ適切な措置を講じるとともに、姫路市へ直ちに報告し、姫路市の指示に従うほか、事故の再発防止に努めること。
- (9) 「本仕様書 3 (3) の搬入先（運搬場所）」の搬入先において、搬入される粗大ごみ等を検査する場合があるが、そのときは検査を担当する者の指示に従い、その検査に協力すること。
- (10) ごみステーションに排出されている粗大ごみ等については、売却など当該業務以外の目的でそれらを持ち去ってはならない。
- (11) 複数のエリアの収集業務を受託した場合において、エリア毎に収集し、搬入すること。ただし、旧市域全域を対象とする業務を除く。

7 受託業者の経費負担

- (1) 業務の実施に必要な施設、機材、消耗品等の経費及び従事者等の人件費の全ては受託業者の負担とする。
- (2) 市況等の社会経済情勢の大幅な変化に伴い、業務の履行に要する経費が増加し、かつ業務の履行の確保ができない場合は、姫路市と協議を行うことができる。

8 法令遵守義務

- (1) 姫路市が委託する業務の実施に当たり、受託業者及び従事者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 1

05号) その他関係法令の規定を遵守すること。

- (2) 受託業者は、従事者の労務管理等に当たり、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

9 委託業務の調査等

姫路市は、必要と認めるときは受託業者に対して業務の処理状況及び法令遵守の状況等につき調査を行い、又は書面等による報告を求めることができる。

10 その他

- (1) この仕様書に定める事項について、別紙「特記仕様書」に特別の定めがある場合には、それに従うこととする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、姫路市と協議の上決定することとする。
- (3) 受託業者は、業務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託業者は、姫路市の環境施策を十分理解し、環境に配慮した業務の執行に努めること。
- (5) 姫路市は、「本仕様書2の期間」の期間において、本業務遂行上において得た情報（ごみステーション及びその周辺地域特有の情報）及び本業務を遂行する上で必要な情報を求めることができる。